

Q & A

項 目	質 問	回 答
道外産業廃棄物の 搬入事前協議	タイヤチップや木くずを循環資源として利用 する場合は、事前協議の対象となるか。	有価物として認められる場合は、事前協議の 対象とはならない。
	施行規則第2条第4項で「前回の協議の際に 提出した前項各号（第3号を除く。）に掲げる 書類の内容に変更がないときは、当該書類の添 付を省略することができる。」とされているが、 第3号とはどの書類か。	施行規則第2条第3項第3号に規定する「道 外産業廃棄物の性状の分析の結果を示す書類」 である。
	「道外産業廃棄物の性状の分析」の項目は、 どこまで必要か。	道内で道外産業廃棄物を再生利用する処理業 者が示す受入基準を満たす項目であればよい。
	道外産業廃棄物の搬入実績の報告について、 発生した産業廃棄物を道内に搬入してから処理 が終わるまでの間に年度を跨ぐ場合、実績報告 はどのように記載したらよいか。	道内に搬入した時期をもって、実績を整理し 報告されたい。
産業廃棄物を 保管する場所の 届 出	産業廃棄物を加工して出来上がった堆肥など の完成品を保管する場合も、届出の対象となる のか。	出来上がった物が商品価値のある製品であれ ば、産業廃棄物に該当しないことから、届出の 対象外である。
	保管場所の届出は、保管する期間が1日間でも 必要か。	必要である。
	同一敷地内に、産業廃棄物の種類毎に複数の 保管場所がある場合、届出の対象となるか。	同一敷地内の保管場所の面積を合算し、 300平方メートル以上であれば、届出の対象 となる。
	道路工事などでがれき類が発生するが、工事 区域内で保管する場合と、大量に発生し工事区 域内だけで保管することができず、別の場所で 保管する場合があるが、届出の対象となるか。	工事区域内や工事区域の隣接地で保管する場 合は発生場所での保管と考えられるが、工事区 域と離れた別な場所での保管は、届出の対象と なる。
	工場で発生する産業廃棄物を、工場と同じ敷 地内の別の場所で保管しているが、届出は必要 か。	不要である。
委託した処分の 状況の確認及び 記 録 等	自動更新の契約は、「1年以上にわたり継続 して産業廃棄物の処分を業者に委託するとき」 の対象となるか。	対象となる。
	1年間の契約は対象となるか。	対象となる。1年以上に1年間は含まれる。
	自動更新の契約をしているが、処分を委託し ない年もある。その場合も確認は必要か。	処分を委託しない年は、確認は不要である。
	委託契約の期間は1年間であるが、実際に産 業廃棄物の処分を委託するのは年間数回程度で あっても、確認が必要か。	必要である。
	中間処理業者が2次マニフェストを発行する 場合、中間処理業者は確認を行う必要があるか。	不要である。
	1年以上にわたり継続して委託するときが対 象になるとのことだが、建設業の場合、工事毎 に契約を結ぶことが多く、個々の契約は1年に 満たない場合が多いが、この場合は対象となら ないのか。	1年未満の契約であれば対象とならない。
	排出事業者が、条例に基づき処分の実施状況 の確認を行おうとした際、処分業者に確認を拒 否された場合はどうするか。	その旨、支庁に報告願いたい。
	委託の状況の確認については、道外から道内 に産業廃棄物を搬入する場合についても適用さ れるのか。	条例の対象は道内（政令市の区域を除く。） で発生した産業廃棄物であり、道外で発生した 産業廃棄物は対象とならない。